ごあいさつ

外務省は、日本のNGOの専門的な能力を更に強化するために「NGO研究会」を毎年立ち上げ、研究会の事務局を請け負う団体と調整しながら活動を進めています。平成18年度は、この「プロテクション（受益者保護）」に加え、「災害復興」、「NGO ネットワークのあり方」、「ファンドレイジング」をテーマとしたNGO研究会が各々活動を展開しました。

ここでいう「プロテクション」とは、国際的に条約（児童の権利条約、女子差別撤廃条約等）等により確立されている権利を、援助関係者の間に周知させることにより、権利を保護することです。例えば、津波等により孤児となり一時的に避難生活をしている子供が誘拐や人身取引の犠牲者とならないよう対策を講じることや受益者（援助対象者）が援助関係者の性的搾取の対象とならないよう援助関係者向けの規範に関するガイドラインを作成し、それを援助関係者に周知させることです。

日本の緊急人道支援に参画するNGOは年々増加しており、この「受益者の保護」（プロテクション）の観点を援助の実践に組み込んでいく必要があるとの声が日本のNGOの間にありました。今般、外務省は、このようなNGO側の要請を踏まえ、国連高等弁務官事務所（UNHCR）が既にプロテクションに関するガイドラインをまとめていることから、それを参考にして、緊急人道支援等一般的に活用できる日本のNGOのためのガイドラインを作成することを目的とし、平成18年度の「NGO研究会」（日本のNGOの専門的能力の向上のための活動）のテーマの一つを、「プロテクション」とし、「難民支援協会」にその事務局を委託しました。

同研究会のコアメンバーは18年11月、UNHCRの全面的な支援を受け、南スーダンにおいて日本のNGO、外国のNGO、国連機関がプロテクションをいかに実践しているか視察し、研究会において作成中のガイドラインの適用性を検証しました。このような成果を踏まえ、19年1月、一般向けの公開シンポジウムを開催しました。標記シンポジウムは、国連大学ウ・タントホールにおいて、UNHCR（共催）、難民支援協会（事務局）等の協力を得て、UNHCRの専門家、海外NGOの専門家を招いて行われ、160名の聴衆が集まりました。

ともすれば阻害されがちな受益者グループの権利保護にも焦点をあて日本の NGO が海外で緊急人道支援活動を展開することは人間の安全保障の実践の観点からも、ODA の質の向上の観点からもすばらしいことだと思います。

外務省国際協力局民間援助連携室
室長　寒川富士夫

「人道支援におけるプロテクション」に関する

NGO研究会活動報告書

目　　次

目次 ……1

第 1 章 NGO 研究会の目的･方針 ……2

第 2 章 各回研究会の活動
1 第1回ワークショップ ……6
2 第2回ワークショップ ……17
3 第3回ワークショップ ……23
4 南スーダン現地調査 ……24
5 第4回ワークショップ ……34
6 第5回ワークショップ ……35

第 3 章 シンポジウム ……37

第 4 章 研究会参加団体紹介 ……42

第 1 章　　NGO 研究会の目的・方針

1. 背景

難民支援の現場では、難民条約に基づく「難民の国際的保護（International Refugee Protection）」が、個別のまた集団で祖国を逃れざるを得なかった人びとに対する基準となり、基本的に難民援助関係者（難民を受け入れる条約締約国政府を含む）は、これを遵守することが求められている。

いま難民という特定のカテゴリーに限らず、紛争の被害者や地震や洪水といった自然災害の被災者を支援対象にした人道支援の現場で、保護（プロテクション）の重要性が国際的に注目されるようになってきた。とくに NGO を中心に、自らの活動内容のアカウンタビリティ（説明責任）を確保するためにも、支援のあり方に「権利を基本とするアプローチ（Rights-Based Approach）」を据えることが、それまでの「ニーズを基本とするアプローチ（Needs-Based Approach）」に代わる概念として登場してきた。

人びとの命を救うという人道支援の性格上、目の前にいる大多数の人への対応だけでも精一杯の状況になる。「権利を基本とするアプローチ」では、そのような状況下で、とかく支援からもれてしまいがちないわゆる「社会的弱者」に対して特別に求められる配慮をし、食糧配給、安全な水の確保といった事業等において、もっとも支援を必要とする受益者に支援が届くように権利確保の視点を重視する。

また 2002 年に西アフリカで起きたPKO要員や援助関係者による受益者に対する性的搾取事件は、当事者だけでなく国際協力に従事する機関・関係者全体に衝撃が走った。そして広く援助関係者が遵守すべき規範について、より一層厳しい実施が求められるようになった。[1] またこの事件は、NGOの間でも自らの姿勢を見直し、受益者の保護（プロテクション）をプログラムの中に組み込む必要性が再認識されるきっかけにもなった。

このような世界的な潮流の中で、日本の人道支援 NGO のプロテクションに対する取り組みは十分とは言えず、人間の安全保障の根幹に関わり、またアカウンタビリティの観点からも基準の遵守が求められている。

本研究会は「人道支援におけるプロテクション」をテーマとした 2006 年度外務省 NGO 研究会スキームのもと、問題意識を共有するいくつかの人道支援に従事する NGO を中心として、さらに広範囲な関係NGOが、国際機関や国際人権法を専門とする研究者等の協力も得て調査・研究を行い、ガイドラインを策定し、関係NGOのキャパシティ・ビルディングに資する活動を行うものとして組織された。

[1] Secretary-General's Bulletin, Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse (ST/SGB/2003/13)等が挙げられる。

2. NGO 研究会の目的

本研究会では、人道支援におけるすべての事業に受益者の権利保護（プロテクション）の視点が取り入れられることを目指し、国際機関や国際 NGO が採用している国際的な規範（条約、宣言等）、ガイドラインを研究し、日本の人道支援を行う NGO が現場で実際に活用できるスキームを導入することを目的とした。

3. 実施方針

以下の 3 点を本研究会の実施方針とした。

- 受益者の保護（Protection）についての国際的な規範、国際機関等が導入しているガイドライン（Code of Conduct 等）を整理し、基本的枠組みについての研究を行う。
- 人道支援に関わる関係者がプロテクションの視点を認識し、各プログラムの計画・実施に活かすことができるようなガイドライン・マニュアル類を整備する。
- 研修を通じてキャパシティ・ビルディングを行い、各関係者が事業実施において遵守することができるよう、周知を図る。

4. 実施方法

当初から問題意識を共有していたNGO7団体をコアメンバーに、関係 NGO、外部の有識者、国際機関、現場経験者等からなる研究会を立ち上げ、ガイドライン等研究成果の共有、研修の計画、プロテクションに関する枠組み構築を行う。また、現地調査を実施し、ガイドラインのフィージビリティを確認するだけでなく、新たなニーズを発掘し、今後の発展につなげる。今年度は、ガイドラインの策定とそれを関係 NGO で共有するとともに、広く人道支援におけるプロテクションの重要性を認知させることに重点を置いた。

5. 活動内容、プログラム

（1） 基本的枠組みについての研究

- 国際規範及びガイドラインの整理
- 研究者の助けも借りて、プロテクションに関する基本的な国際人権条約及び国際機関等におけるガイドライン及びマニュアル等を調査、必要に応じて翻訳し、ワークショップ（ワークショップ I および II）を開催する。
- 参加 NGO 等による事例の提供 JPF 加盟メンバーの経験を通じて、プロテクションの実態を拾い上げ、問題の重点化作業を行う。

(2) ガイドラインの作成

①ガイドライン案の作成

上記の研究を踏まえ、人道支援に関わる団体が遵守すべきガイドライン案を作成する（ワークショップ III）。ガイドライン案は現地調査及び公開のシンポジウム、ワークショップ（ワークショップ IV）を通じて策定する。

②現地調査の実施

ガイドライン案が現場において適用可能であるかを検討するため、現地調査を実施する。調査結果及び参加団体を中心とする関係者の意見を踏まえ、最終案を策定する。

⑶ **研修**

①ワークショップ I:　Protection の基礎に関する研修

日本人講師（研究者）より、国際人権法をはじめとした Protection の基本的な枠組みについて、メンバー団体で理解を共有するための講義を行う。

②ワークショップ II:　国際機関の Protection ガイドラインに関する研修

国際機関のガイドラインに関する理解を共有する為、国連の中でもプロテクションをマンデイトとしている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のナタリー・カーセンティ氏を招き、UNHCR において現場で実践しているガイドラインの内容、変遷について講義を受ける。

③ワークショップ III:　プロテクション・ガイドラインのドラフト作成

上記2ワークショップの結果と、参加団体の現場での経験、団体の蓄積などを持ち寄り、コアメンバーでガイドラインのフレームを作成。それをもとに、ワークショップにおいて、ガイドラインのドラフトを作成する。

④ワークショップ IV:　海外調査報告及びガイドライン最終案作成

ワークショップ III で作成したドラフトを検証するため、海外調査で得た現場からのフィードバックについて議論し、ガイドラインの内容について合意する。

⑤公開シンポジウム:　「人道支援におけるプロテクション」と題して、海外からゲスト（WorldVision International、UNHCR マレーシア事務所）を招聘し、日本側からも研究者、NGO 代表などによるシンポジストが参加し、UN ハウスにあるウ・タント・ホールにて公開シンポジウムを行う。

⑥ワークショップ V:　人道支援の現場における Protection の実践

ワークショップ IV で最終案となったガイドラインをもとに、実践的なパイロット研修を研究会メンバーに対して行う。また、国際 NGO の事例を織り交ぜることで、具体的な人道支援の現場を想定し、プロテクション事業を参加型形式のワークショップにより実施する。

⑷ 報告書作成

上記の研究会活動の成果をまとめ、記録を残すとともに、ガイドラインを併せて掲載。ガイドラインについては現地でそのまま活用できるように日本語版に加え英語版も作成。

6. 業務スケジュール

	(ア)調査、研究	(イ)ガイドライン作成	(ウ)ワークショップ等
7月 後半	コアメンバー団体より事例収集		
8月	国際機関および国際NGOにおける Protection に関するガイドライン及びマニュアル等研究		・コアメンバーによる今研究会の目標・進め方等の確認 ・他の研究会メンバー団体の募集
9月 前半	国際機関および国際NGOにおける Protection に関するガイドライン及びマニュアル等研究		9/7 ワークショップ I プロテクションの基本理解
後半			
10 月 前半			10/3 ワークショップ II 国際機関のプロテクション
後半			10/31 ワークショップ III ガイドライン案作成
11 月		11/5～11/18 海外調査(南スーダン)	
12 月			12/13 ワークショップ IV 海外調査報告及びガイドライン最終案作成
1月 前半			1/13 公開シンポジウム 人道支援におけるプロテクション 1/15 ワークショップ V プロテクションの実践
後半		ガイドライン最終案の作成 (英語版、日本語版)	
2月 前半			コアメンバーによるシンポジウム、ワークショップ総括、ガイドライン完成版最終確認
後半		ガイドラインの完成	
3月	報告書作成(日英併記マニュアル含む)、出版		

第２章　　各回研究会の活動報告

1.　第 1 回ワークショップ

【実施枠組】

日　時　2006 年 9 月 7 日　14:00～17:00

場　所　特定非営利活動法人　ワールド・ビジョン・ジャパン事務所　会議室

テーマ　「プロテクションの基本理解」

講　師　川村真理氏（杏林大学　総合政策学部専任講師）
2003 年神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程修了博士（法学）取得
UNHCR 本部・国際保護局インターン、ジュネーブ国際問題高等研究所研究員を経て 2005 年より現職。主な著書に「難民の国際的保護」、現代人文社（単著 2003 年）、「人間の安全保障：世界危機への挑戦」、東信堂（共著 2004 年）ほか。

【概　要】

第 1 回ワークショップでは、プロテクションの基本理解を得る為、国際人権法の研究者である川村真理氏を招き、人道支援に関連する国際法、とりわけ人権法・人道法の基本的内容について講義を受けた。講義に先立って、研究会活動の導入部として研究会参加者へのオリエンテーションを行い、当研究会の活動趣旨および全体スケジュールを説明した。川村氏の講義では国際人権法をはじめとしたプロテクションの基本的な枠組みについて解説をうけ、参加者はプロテクションの法的定義や国際法における条約、宣言、ガイドライン等の位置づけに関して理解を共有した。川村氏の講義の後、難民支援協会の石川えり氏より、パキスタン大地震におけるプロテクションの事例の紹介・説明が行われた。

【講義内容要約】

川村真理氏より、プロテクションを考える上での基本となる国際法の理解について解説して頂いた。国際法は一義的には国家への履行を求めるものであり、国家の履行を助ける存在としてNGOによる人道支援が位置づけられることというNGOの人道支援の位置づけをお伺いした。また、プロテクションの基本となる国際人権条約、国際人道法及び国際難民法についての概論をお伺いした。この3つの法体系はスフィア・スタンダードに書かれている主要3項目の尊厳の確保、戦闘員と非戦闘員の区別、ノン・ルフールマンの原則に象徴される主要な3項目である。そのような概要をお話頂いた上で、各論として各主要条約の具現化しようとしているもの及びテーマごと（非差別原則、虐待の防止等）に分けた解説を受けた。
参加者からは、「条約と宣言の法的な違いについて」等の質問がなされた。
川村氏の講義終了後、難民支援協会の石川氏からは、「パキスタン大地震におけるプロテクシ

ョンの実施と課題」と題したプレゼンテーションを行った。パキスタン大地震を事例として、プロテクション上生じた課題や対応について紹介し、参加者との意見交換を行った。参加者からは、地震が起きた山間部へ支援を漏れずに届ける重要性やその課題、受益者の写真撮影についての考え方について積極的に意見が出された。

【添付資料1　川村氏講義レジュメ】

1. はじめに
   (1)保護とは何か
   (2)保護と援助の関係性
   (3)人道支援における保護
   (4)本講義の目的
2. 国際法とは何か
   (1)国際法とは何か
   (2)国際法の形態
   (3)現代国際法の構造
   (4)国際法と国内法の関係
3. 国家・国際機関・NGO の関係
   (1)国家
   (2)国際機関
   (3)国家・国際機関・NGO の関係
4. 国際人権法
   (1)人権の国際的保障
   (2)国際連合の人権保障制度
   ①国連憲章と人権
   ②世界人権宣言
   ③市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)

④経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

⑤あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

⑥女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

⑦拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）

⑧児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

5. 国際人道法

（1）人道法の概念と展開

（2）ジュネーブ諸条約

・国家間の宣言された戦争または戦意表明を伴わない武力紛争・自決権に基づく民族解放戦争に適用されるもの

・非国際武力紛争に適用されるもの

・戦闘員と非戦闘員の区別

6. 人道支援と国際法

（1）尊厳ある生活を営む権利

①生命、自由および安全

②十分な生活水準

③拷問又は残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰の防止

（2）非差別原則

（3）子どもの保護

①家族統合

②保護者に同伴されていない子ども

③性的暴力の防止

④労働

（4）女性の保護

①女性差別撤廃・男女平等

②女性に対する暴力の防止

③女性への特別な配慮

（5）その他

①難民

②傷病者

③障害者

7. 終わりに

【添付資料2　川村氏講演 PPT】

外務省委託「NGO研究会」
人道支援におけるプロテクション
（主催：外務省　実施：難民支援協会）

2006年9月7日ワークショップ

テーマ：プロテクションの基本理解

杏林大学　川村　真理

1．はじめに
（1）国際的保護(international protection)とは何か

- 保護＝法的保護：国際法および国内法に基づく諸権利の保護
- 国際的保護：
  政府によってなされる保護の補完
  国籍国または常居所国の保護を受けることができず法的社会的無能力に陥らないよう、脆弱な立場にある人の保護を確保するための国際的諸活動

国際的保護の活動例

- 人権条約、難民条約等の諸条約の適用促進
- 条約適用、締結、改正等のための交渉、協議、提案
- 国際的諸活動実施のための国家、国際機関との協働
- 保護状況の調査、文書作成、勧告
- その他、受益者の権利保護のための諸活動

（2）保護と援助の関係性

- 援助は国際的保護を確保するための一手段
- 援助活動の中に国際的保護を統合するアプローチが必要

（3）人道支援における保護
①国際連合

国際連合の人道的緊急援助の調整の強化（総会決議46/182附属書）

2. 人道的援助は、人道性、中立性及び公平性の原則に従って供与されなければならない。

5. …緊急状態に対処し、及び被害国の対応能力を強化するための国際協力は、きわめて重要である。このような協力は、国際法及び国内法に従って供与されるべきである。

・法的妥当性を有する活動＝人道性、中立性、公平性を有する活動

ウィーン宣言及び行動計画

人権及び基本的自由の助長並びに保護は、国際連合の目的及び原則、とりわけ国際協力の目的にしたがって、国際連合の優先的目的とみなさなければならない。…人権にかかわる機関及び専門機関は、国際人権文書の一貫した客観的な適用を基礎として、それらの諸活動の調整をさらに向上させるべきである。

・人権のメインストリーム化・各機関の諸活動における人権保護の強化

②NGOs

スフィア・プロジェクト―人道憲章と災害援助に関する最低基準

- 給水・衛生・栄養・食糧・シェルター・保健の最低基準（人々の権利に直接関わるもの・人々が権利を得ることができるよう援助を行う援助機関の活動過程に関わるもの）
- 基本原則：尊厳ある生活を営む権利・戦闘員と非戦闘員の区別・ノン・ルフールマン原則
- 女性・子ども・老人・障害者など社会的弱者の視点重視・難民・被災民の人権保護
- 分析・評価：国際法に従い、被災者の権利を尊重した上で評価を実施する
- スタッフの能力：「スタッフとボランティアは…人権条約、人道法、「国内避難に関する指導原則」の基本的な内容を理解している」

②NGOs

国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行う非政府組織（NGOs）のための行動規範

- **人道性・中立性・公平性**
- **人道援助を受けあるいはそれらを与える権利は全ての国で全ての市民に認められた基本的な人道原則**
- **災害救援活動の最大の動機：災害に対して最も脆弱な人々の苦痛の軽減**
- **人道援助の実施：一部の人々のためや政治的行為ではない**
- **武力紛争時の救援活動：国際人道法の定めるところにより決定される**

（4）本講義の目的

人道支援に関連する国際法、
とりわけ人権法・人道法の基本的内を理解する

2．国際法とは何か
（1）国際法とは何か

- 国際関係を規律する規範
- 主たる法主体：国家

（2）国際法の形態

- 法源：国際法の成立および存在の形式
- 現代国際法の法源：慣習法・条約

①慣習法

慣習法の成立：慣行と法的信念（opinio juris）

②条約

条約の法源性：「合意は守らなければならない」（pacta sunt servanda）

国際法主体とくに国家間で締結され、一定の法的効果を生み出すあらゆる合意

条約・協定・規約・憲章・規程・議定書・交換公文等

- その他の規範：国際機関決議・ガイドライン・行動綱領（code of conduct）など

（3）現代国際法の構造

①主権国家の形式的平等に基づく、国家領域を中心とする管轄権配分・調整の規範

②各国家の内実を考慮し、実質的平等をめざす国際協力・資源再配分の規範

③環境のような地球規模の問題の解決や平和・人権といった普遍的価値の実現の規範

（4）国際法と国内法の関係

- 一元論・二元論
- 等位理論（調整理論）：国際法と国内法は等位関係にあり、相互間に義務の抵触が生じるときには、各国は調整し解決する法的義務を負う
- 条約法条約第27条：当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない

（4）国際法と国内法の関係

- **国際法の国内的効力：各国の国内法とくに憲法が定めるところによる**
- **①変形方式：国際法に国内的効力を与えるため国内法の立法を要求するもの**
- **②一般的受容方式：国際法を国内法に一般的に受容して国内的効力を認めるもの**
- **自動執行条約：国内法上の問題について内容が明確で国の裁量の余地がないような規定をおいていることが必要であるが、この条件を満たし直接適用が可能な条約**

3．国家・国際機関・NGOの関係
（1）国家

- 国際法秩序：国家の存在を前提
- 国家性の要件：土地・住民・政府（統治を行う唯一の集権機関）＋自決権
- 国際法：国家に国際法上の法人格を認めて国際的権利義務の遵守を要求
- 人権保護・人道援助の第一の責任は国家が有している

（2）国際機関

- 国際機構(international organization)：国家間の合意により設立された組織
- 国際連合：国連憲章（1945年6月26日署名、同年10月24日効力発生）により設立
- 主要機関：総会・安全保障理事会・経済社会理事会・信託統治理事会・国際司法裁判所・事務局

（2）国際機関

- **目的**：①国際の平和と安全の維持　②人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国家間の友好関係の発展　③経済的、社会的、文化的又は人道的性質の国際問題解決、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励についての国際協力　④これらの目的達成にあたり諸国の行動の調和
- **原則**：①主権平等　②憲章上の義務の誠実な履行　③紛争の平和的解決　④武力行使の禁止　⑤加盟国による国連への援助・国連の防止行動・強制行動対象国への援助供与の禁止⑥国際の平和と安全の維持に必要な限り非加盟国がこれらの原則に従って行動することの確保　⑦国内管轄事項不干渉（例外：第7章に基づく強制措置）

（3）国家・国際機関・非政府機関（NGO）の関係

- 人道的緊急事態の対応：国家が第一の責任を負う
- 国家主権・領土保全および国民的統一の尊重＝人道援助は被害国の同意により、原則として被害国の要請に基づいて供与されなければならない
- 国家の努力の補完としての国際機関および非政府機関の活動
- 国連：被害国を支援する国際社会の活動の調整、協力、指導性の発揮のため中心的かつ独自の役割を有する
- 権限の相違を認識しつつ、効果的な人道援助実施のため協力が必要

4．国際人権法
（1）　人権の国際的保障

- 人権：広範に受け入れられた現代の価値に従って、すべての人がその者が生活する社会において享有するべき自由、免除および利益
- 人が生来的な権利を保障する社会的義務があるとする法的形式を用いる概念
- 人権の国際的保障：人権は第一義的に各国憲法等国内制度により保障されるが、それが不十分な事態も多く、国際的な制度により人権を保障すること

（2）国際連合の人権保障制度
①国連憲章と人権

- 人権尊重のための国際協力＝国連の目的（国連憲章前文・第1条3項・第55条）
- 人権のメインストリーム化

②世界人権宣言

- 1948年12月10日採択
- 前文および30か条で構成
- 前文：人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由・正義及び平和の基礎を構成する…全ての人民とすべての国民とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。
- 法的拘束力？…単なる道徳的基準の留まらず、多くの規定が慣習法化しているという説も

③市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

- 締約国の義務：権利実現のための立法措置および効果的救済措置の確保義務
- 権利の制限：制限する場合を明示するとともにどのような場合にも逸脱できない権利規定
- 実体規定：自決権、生命に対する権利、拷問又は残虐な刑の禁止、奴隷及び強制労働の禁止、身体の自由及び安全、自由を奪われた者の取扱、契約義務不履行による拘禁、移動及び居住の自由、外国人の追放、人として認められる権利、干渉又は攻撃に対する保護、思想・良心及び宗教の自由、表現の自由、戦争宣言及び差別唱道の禁止、集会の権利、家族に対する保護、児童の権利、参政権、法の前の平等、少数者の権利

④経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

- 締約国の義務：この規約に認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に経済上及び技術上の援助及び協力を通じて行動をとること
- 実体規定：自決権、労働の権利と労働条件、労働基本権、社会保障、家族に対する保護及び援助、十分な生活水準についての権利、心身の健康、教育の権利、無償の初等義務教育、文化的権利

⑤あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

- 人種の平等という概念を条約の形式に成文化したもっとも包括的かつ明白な条約
- 人種差別：人種、皮膚の色、世系(descent)又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう
- 差別撤廃義務：あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること

⑥女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

- 女子に対する差別：性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても女子（婚姻をしているかいなかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう
- 差別撤廃義務：女子に対する差別を禁止する立法その他のすべての措置をとること
- 女子の能力開発・向上の確保：女子による同権の享有促進のために、政治的、社会的、経済的及び文化的分野で一連の措置をとる
- 役割分担の否定：両性の優劣の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習他あらゆる慣行の撤廃実現のため、男女の社会的、文化的行動様式を修正する措置をとる

⑦拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）

- 拷問：身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその合意若しくは黙認の下に行われるものをいう
- 拷問の防止：自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる

⑧児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- 児童：18歳未満のすべての者。ただし、当該児童でその者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。
- 締約国の実施義務：この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講じる
- 児童の利益の優先：全ての措置をとるにあたり児童の最善の利益が主として考慮される
- 実体規定：市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利に加えて、父母の責任・権利・義務の尊重、父母からの分離の禁止、家族再統合、父母の共同責任、虐待・搾取等からの保護、家庭環境を奪われた児童の養護、養子縁組、難民児童の保護、障害児の権利、性的搾取・性的虐待からの保護、武力紛争における児童保護など

5．国際人道法
（1）人道法の概念と展開

- 戦争の違法化以前・・・戦争を行う権利＝主権の属性
- 国際法の平時・戦時の2元構造・・・戦時＝戦争法・中立法
- 戦争法＝交戦国間に適用される交戦国の権利確保

- 戦争の違法化➔戦争法の役割が紛争犠牲者保護へと基軸の転換必要に
- 内戦や植民地独立戦争の多発➔国家間の戦争以外の紛争にも適用される法規が必要に

- 国際人道法：人道的性質を有する武力紛争法の規則＝人および人に不可欠な物を保護する規則（敵対行為、武器使用、戦闘員の行動、復仇の行使に対する限界に関連する規範含む）

- 武力紛争においても一定の規制を加え、犠牲者の増大や被害の残虐さを少しでも緩和させ人の生存権を確保することが目的

（2）ジュネーブ諸条約

- 国際人道法の策定：1946年赤十字国際委員会召集の各国赤十字社予備会議
- 1949年ジュネーブ外交会議開催でジュネーブ諸条約採択

①1949：戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
②1949：海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
③1949：捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
④1949：戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
⑤1977：1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
⑥1977：1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

（2）ジュネーブ諸条約

- ・国家間の宣言された戦争または戦意表明を伴わない武力紛争・自決権に基づく民族解放戦争に適用されるもの…ジュネーブ諸条約、第一追加議定書
- ・非国際武力紛争に適用されるもの…ジュネーブ諸条約共通3条（条約の尊重・戦争以外の武力紛争および占領における適用、総加入条項の排除・内乱の場合）・第二追加議定書

（2）ジュネーブ諸条約

- 戦闘員と非戦闘員の区別：
- 交戦者（戦闘員）：合法的に武器をとって先頭に従事する資格を有するものであり、交戦相手からみて正当な攻撃対象であり、捕らえられて敵国の権力内に陥れば捕虜となる
- 陸戦の法規慣例に関する条約付属書規則1条～3条・第一条約13条・第二条約13条・第三条約4条：紛争当事国の軍隊構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊又は義勇隊構成員・民兵・義勇兵・組織的抵抗運動団体構成員・群民兵
- 第一追加議定書43条「軍隊」：部下の行動について当該紛争当事国に対して責任を負う司令部の下にある組織され、武装されたすべての兵力、集団及び部隊から成る。

（2）ジュネーブ諸条約

- 文民（非戦闘員）：戦闘に従事することを禁止され、攻撃されず、捕虜にされないと同時に、戦闘に従事した場合には処罰される。
- 第4条約4条：第4条約により保護される者

  紛争又は占領の場合において、いかなる時であると、また、いかなる形であるとを問わず、紛争当事国又は占領国の権力内にあるものでその紛争当事国又は占領国の国民でないもの（第一条約・第二条約・第三条約被保護者は除外）

  ＝紛争領域内の外国人が主たる対象者（住民の一般的保護13～26条）
- 第一追加議定書50条：

  第三条約4条（A）1から3までおよび6ならびに第一追加議定書43条のいずれの部類にも属しない者。いずれの者も、文民であるかないかについて疑いがある場合には、文民とみなす

  ＝第4条約から保護対象拡大（難民及び無国籍者も含む）

（2）ジュネーブ諸条約

- 第4条約：第二編戦争の影響に対する住民の一般的保護（中立地帯、傷者、病者、虚弱者及び妊産婦の特別の保護・尊重、文民病院の保護、孤児その他の児童、家族との通信・家族の捜索）、第三編被保護者の地位及び取扱（軍事的利用の禁止、人質の禁止、職業・生活の保障、労働、移送・送還・帰還・引渡、児童、食糧及び医療品、宗教活動、個人財産、刑罰、死亡等）
- 第一追加議定書：第二部傷者、病者及び難船者（保護及び看護、衛生部隊の保護、医療用輸送、行方不明者及び死者等）、第四部文民たる住民（民用物の保護、予防措置、特別の保護を受ける地域及び遅滞、民間防衛、救済活動、離散家族の再会、基本的保障、女子及び児童のための措置、報道記者等）
- 第二追加議定書：第二部人道的待遇、第三部傷者、病者、難船者、第四部文民たる住民

6．人道支援と国際法
（1）尊厳ある生活を営む権利
①生命、自由および安全

- 世界人権宣言3条（生命、自由及び身体の安全への権利）
- 自由権規約6条（生命に対する権利）・9条（身体の自由及び逮捕又は抑留の手続）
- 子どもの権利条約6条（生命に対する権利）・37条(b)（自由を奪われた児童の扱い）
- ジュネーブ諸条約共通3条（内乱の場合）
- 第一追加議定書54条（文民たる住民の生存に不可欠なものの保護）
- 第二追加議定書4条1（基本的保障）・14条（文民たる住民の生存に不可欠なものの保護）

（1）尊厳ある生活を営む権利
②十分な生活水準

- 世界人権宣言25条（相当な生活水準についての権利）・26条（教育についての権利）
- 社会権規約11条（相当な生活水準についての権利）・12条（身体及び精神の健康を享受する権利）・13条（教育についての権利）・14条（無償の初等義務教育）
- 女性差別撤廃条約10条（教育における差別の撤廃）
- 子どもの権利条約24条（健康及び医療についての権利）・27条（生活水準についての権利）・28条（教育についての権利）
- ジュネーブ第4条約55条（食糧及び医療品）・85条（衛生、保健上の保障）・89条（食糧）・90条（被服）・91条（医療衛生）・92条（健康）
- 第一追加議定書69条（占領地域における基本的必要）
- 第二追加議定書5条（b）（自由を制限された者）18条（救済団体及び救済活動）

（1）尊厳ある生活を営む権利
③拷問又は残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰の防止

- 拷問等禁止条約
- 世界人権宣言5条（拷問又は残虐な刑罰の禁止）
- 自由権規約7条（拷問または残虐な刑の禁止）
- 子どもの権利条約37条(a)（自由を奪われた児童の取扱い）
- 第4条約27条（被保護者の地位及び取扱）・32条（虐待・殺戮の禁止）
- 第一追加議定書75条（基本的保障）
- 第二追加議定書4条（基本的保障）

（2）非差別原則

- 世界人権宣言2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）
- 自由権規約26条（法の前の平等）
- 人種差別撤廃条約
- 女性差別撤廃条約
- 子どもの権利条約2条（差別の禁止）
- ジュネーブ第4条約13条（無差別適用）
- 第一追加議定書75条（基本的保障）
- 第二追加議定書4条（基本的保障）

（3）子どもの保護
①家族統合

•自由権規約17条1項（私生活の保護）
•子どもの権利条約9条（親からの分離の禁止）・10条（家族の再統合）
•第4条約26条（家族の捜索）・49条（移送及び立ち退き）
•第一追加議定書74条（離散家族の再会）
•第二追加議定書4条3（b）（基本的保障）

（3）子どもの保護
②保護者に同伴されていない子ども

- 子どもの権利条約22条（難民である児童の保護）
- 第4条約24条（孤児その他の児童）・50条（児童）
- 第一追加議定書78条（児童の立ち退き）
- 第二追加議定書4条3(a)（基本的保障）

（3）子どもの保護
③性的暴力の防止

- 子どもの権利条約19条（虐待からの保護）・34条（性的搾取からの保護）
- 第一追加議定書77条（児童の保護）

（3）子どもの保護
④労働

- 子どもの権利条約32条（経済的搾取などからの保護）・38条（武力紛争からの保護）
- ILO就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）2条（最低年齢）・3条（特殊業務についての最低年齢）・4条（特定業務についての適用除外）・5条（未発達の締約国についての特則）
- ILO最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）2条（児童）・3条（最悪の形態の児童労働）
- 第一追加議定書77条（児童の保護）

（4）女性の保護
①女性差別撤廃・男女平等

- 社会権規約3条（権利の享受における男女平等）
- 自由権規約3条（権利の享受における男女平等）
- 女性差別撤廃条約

（4）女性の保護
②女性に対する暴力の防止

- 第4条約27条（被保護者の地位及び取扱）
- 第一議定書76条（女子の保護）
- 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（総会決議48/104）

（4）女性の保護
③女性への特別の配慮

- 女性差別撤廃条約4条（差別とならない特別措置）
- 第4条約48条（5）（被保護者の待遇）
- 第一追加議定書70条（救済活動）・76条（女子の保護）
- 第二追加議定書5条2(a)
（自由を制限された者）

（5）その他
①難民

- 難民条約
- 拷問等禁止条約3条（追放・送還の禁止）
- 子どもの権利条約22条（難民である児童の保護）

（5）その他
②傷病者

- 第4条約16条（特別の保護・尊重）・17条（避難及び通過のための現地協定）・18条（文民病院）・19条（文民病院の保護）
- 第一追加議定書8条～20条（傷者、病者及び難船者）・21条～31条（医療用輸送）
- 第二追加議定書7条～12条（傷者、病者及び難船者）

（5）その他
③障害者

- 子どもの権利条約23条（障害児の権利）
- 障害者の権利に関する宣言（総会決議34/47）

ありがとうございました
-END-

2.　第2回ワークショップ

【実施枠組】

日　時　2006 年 10 月 3 日　15:00～17:00

場　所　JICA 国際協力総合研修所　202AB 会議室

テーマ　「国際機関におけるプロテクション」

講　師　Nathalie Karsenty 氏（UNHCR　駐日地域事務所首席法務官）

2003 年 8 月より、UNHCR 駐日地域事務所の首席法務官に着任。以前はフランスで弁護士。UNHCR では、コンゴ民主共和国（旧ザイール）でのルワンダ難民への支援、モンテネグロ（旧ユーゴスラビア）でのボスニアとクロアチアからの難民に対する地域統合プログラムと自主帰還プログラム、国内避難民の登録に携った。来日前は、UNHCR 本部
の国際保護部に勤務し、アフリカにて様々なミッションを実行し、また難民保護に関するトレーニングを担当していた。

【概　要】

第 2 回ワークショップでは、国際機関のガイドラインに関する理解を共有する為、国連の中でもプロテクションをマンデイトとしている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のナタリー・カーセンティ氏を招き、UNHCR において現場で実践しているガイドラインの内容、変遷について講義を受けた。

【講義内容要約】

ナタリー・カーセンティ氏より、プロテクションを実施する国連機関であるUNHCRの実践を中心に、プロテクションの実践(Operational Protection)について解説して頂いた。プロテクションの定義に始まり、プロテクション上の典型的な活動、プロテクションを実施する上での登録や情報収集の必要性、プロテクションを確保する上でのモニタリング活動の手法や重要性、また援助関係者による守秘義務の重要性等をお話頂いた。

質疑応答では、文化・風習とプロテクションの要請が衝突してしまう場合にどのように解決をすればよいのか？といった質問がなされ、講師を交えての意見交換がなされた。

【添付資料　カーセンティ氏講義 PPT】

OPERATIONAL PROTECTION

UNHCR
Representation in Japan
October 2006

1

Refugees and "persons of concern"

- The term "refugee" is commonly used in most UNHCR protection guidelines and policy documents. Core mandate of UNHCR and the focus of many NGOs in the field.
- Changing environment: Evolution in the inter-agency approach towards the protection and assistance of IDPs.
- Collectively, refugees, asylum seekers, stateless persons, returnees and to a certain extent, IDPs may be referred to as 'persons of concern' to UNHCR.

2

What is protection?

- Physical protection: physical integrity
- 'Social' protection: material needs, education, health
- Legal protection: documentation, birth registration, etc.

3

Typical Protection activities

- Participatory protection assessments
- Registration
- Separated children: tracing activities
- Border presence
- Monitoring: accurate and systematic reporting

4

Good protection requires good information

- Potential sources of information
- Refugees
- Local authorities
- Community and religious leaders
- National and international NGOs
- ICRC
- UN agencies
- International security forces
- National and international news media

5

Basic principles and implementation

- Community-based approach and taking into account the diversity of the population: Age, Gender and Diversity Mainstreaming
- Protection partnerships: NGOs play an essential role in ensuring protection.
- Approach and methodology in data collection: use of standard indicators

6

Protection concerns

- Monitoring
- Security
- Administration of justice in the camps
- Registration
- Sexual and gender based violence
- Information dissemination

7

Protection monitoring

- Collect and analysis of **information** relating to rights and well-being of refugees
- In order to **intervene, assess the impact of UNHCR/NGO projects**, and to **modify and/or design projects**
- Monitoring involves **situation monitoring** as well as **monitoring performance**, **quality, and impact** and requires a mix of measurable indicators and qualitative ones.

8

Situation monitoring

- New influxes, movements in and out
- Threats to security in the camps
- Change in host country government policy

9

Impact monitoring

How are UNHCR's and NGOs' activities affecting the protection and well-being of the refugees?

10

Issues to be assessed

- respect for the principle of *non-refoulement*.
- access to assistance and to livelihoods
- treatment of individuals and groups with specific needs
- incidences of SGBV
- security in the camp
- school attendance
- identity and registration documents

11

Methods of monitoring

- questionnaires
- direct observation
- semi-structured refugee interviews, focus group discussions
- complaints mechanism
- camp management meetings
- camp walkabouts, informal conversations with refugees
- community meetings, etc.

12

Monitoring/Community-based approach

- Use of tool for participatory assessment
- Purpose: systematization of the protection risks identified, causes, and capacities in the communities to address them.
- Analysis of findings: what are the rights being violated and what are the protection objectives to address the problems?
- Protection Objectives form the basis for programming

13

Most effective protection monitoring: Multi-functional team approach

- All staff has a role to play in field protection monitoring, regardless of their job title
- Different players have access to different information: medical services, food distribution, water and sanitation, etc.
- Recognize the roles of all involved agencies, for example UNICEF on child protection issues, and with the ICRC on family reunification and tracing issues.
- Monitoring involves all organizations in ongoing communication, planning, monitoring and evaluation of protection activities.

14

Monitoring Checklist

✓ Periodic review of all programmes and services implemented in the camp

✓ Presence and involvement of senior staff

✓ Refugee participation, gender balance on refugee committees and with regards to participation in programmes and activities.

✓ Use of situation analysis for programme design, development, implementation, monitoring and evaluation.

✓ Regular use of standards and indicators in monitoring and reporting by all implementing agencies.

15

Information Dissemination

Providing **refugees** with accurate, reliable, regular, and up-to-date information on:

- issues and services affecting them
- rights and responsibilities in the country of asylum
- rights under refugee law
- assistance and programmes available to help them
- situation in their country and communities of origin

16

Respect for privacy and confidentiality

In all circumstances, the right to individual privacy must be ensured (beware of the use of loudspeakers to call individuals in the camps, lists of names, etc…)

17

Information dissemination/refugees' freedom of expression

- Refugees need to communicate back to UNHCR and NGOs
- Information is disseminated beyond that of the camp leadership
- Refugees and the local population can communicate with each other

18

Information dissemination to the broader public

- Host communities at the local and national level
- Inform about refugees in their country and sensitize them to refugee needs and resources.
- Use of local and national media sources

19

Information dissemination/Challenges

- Camp layout, lack of technology / electricity
- Refugees may be illiterate
- Mixed language groups
- Tendency to concentrate information on elected or appointed refugee leaders only (information stopped or selected)
- Rumors
- Frequent change of policy
- Lack of objective media sources
- Staffing constraints in NGOs, UNHCR

20

Physical security

- Refugees are entitled to an environment that supports their **fundamental human rights** to life, liberty and security of person
- Under refugee and human rights law, a **host state** is obliged to ensure the physical protection of all persons within its borders

21

Sources of insecurity

- organized armed criminals
- errant military and police
- non-state armed parties to a conflict
- local populations and other refugees

22

Vulnerability to violence due the specific situation of refugees

- no protection of their own government;
- limited material resources;
- family and community structures are strained or dissolved;
- forced to travel through insecure areas to find asylum;
- lack appropriate documentation;
- groups may be infiltrated by armed elements; and
- sometimes manipulated by third parties for political purposes.

23

Good practice in refugee security and camp management

- Involve refugees
- Empower refugees and host community leaders to have a role in security (refugee volunteer guards/ neighborhood watch teams).
- Establish a camp administration system
- With the refugees, establish minimum standards of security (camp rules).
- Participatory monitoring (discussion with refugees)

24

Involve local authorities and other security forces

- Sensitize/strengthen the capacity of local police (training)
- Provide a visible, ongoing, and effective government and international presence

25

Security/ Assistance

- Establish effective, objective and safe channels for the dissemination of information.
- Establish an effective relief distribution system.
- Expand education opportunities and programmes.

26

Reporting/Accountability

- Develop effective, objective, and safe reporting and compliance mechanisms.
- Use Codes of Conduct for all involved parties – UN, NGO, and refugee committees.

27

Essential Reference Tools

- Operational Protection in Camps and Settlements (UNHCR 2006)
- Camp Management Project/Norwegian Refugee Council, Toolkit (2004)
- UNHCR and NGOs partners, A Field Guide for NGOs (1999)
- UNHCR Tool for Participatory Assessments (2006)

28

３.　第 3 回ワークショップ

【実施枠組】

日　時　2006 年 10 月 31 日　15：00～17：00

場　所　特定非営利活動法人　ADRA Japan 事務所　会議室

議　題　ガイドライン案の作成

【会合内容】

前述の第1回および第2回ワークショップでの研究結果と、参加団体の現場経験、団体の蓄積などを持ち寄り、コアメンバーでガイドラインのフレームを作成。第 3 回ワークショップでは、それを叩き台として、ガイドライン案を作成した。

まずガイドラインの構成について検討を行った。メンバーよりガイドラインに法的解釈、法律上の課題・各問題の根拠となる法律を盛り込むことや実際の事例（ベストプラクティス）を列挙することなどが提案され、結論として各論は実際の事例をベースとして解説することおよびガイドラインに根拠法を記載することが確認された。

併せて各論についての検討では、受益者の写真撮影に関して活発な議論が行われ、法律的には肖像権が絡む為プロテクションというよりはコンプライアンスの問題であるという意見や、対して被写体の人権の尊厳という観点から写真を使う側の注意事項をガイドラインに入れる、文化/習慣として撮影できない事など言及するべきという意見が挙げられ、最終的にこの点については国際赤十字の Code of Conduct を参考として記述することとなった。

4. 南スーダンにおけるプロテクションの現状と実施に関する現地調査

１．調査の目的

・ 外務省NGO研究会「人道支援におけるプロテクション」において、作成中のガイドライン案が現場にて適用可能であるかを検証するため、新しい課題に対応している現場にて調査を実施した。

・ 調査団はスーダン南部にてプロテクション事業の関係者（UN、 NGO 等）を中心に聞き取り調査を行い、また実際の事業地を訪問することによって、人道機関が実施しているプロテクションへの取り組みを視察した。

・ 今後、調査団は上記研究会において成果を報告し、ガイドライン最終案へ向けてよりよいものを作成するためのインプットを行う。

２．日程

2006 年 11 月 5 日（日）～11 月 18 日（土）

３．参加者（五十音順・敬称略）

・ 高瀬慎子氏（プロテクション専門家）

・ 柴田裕子氏（フィールド専門家／ピースウィンズ・ジャパン）

・ 石川えり氏（事務局／難民支援協会）

※ 上月光氏（UNHCR 駐日事務所渉外担当官）が調査に一部（11 月 5 日～11 月 11 日）同行した。

※ 石井宏明氏（専門調査員／難民支援協会）が、NGO 専門調査員として同行した。

４．調査の実施と課題

調査実施にあたってはUNHCR、南スーダンで事業を実施している日本の NGO の全面的かつ効果的な協力を頂き、受益者、政府関係者、国連機関、NGOの声を網羅的に収集することができた。しかし、セキュリティによるアクセスの制限、2週間という期間上の制限もあり本報告書は現段階では南スーダンという広大な地域におけるプロテクション上の課題を網羅的に取り上げるには至っていない。

５．調査のポイントと学び

(1)プロテクション上リスクが高いと考えられるカテゴリー

①子ども

とりわけ、元少年兵（「協力者」として強制的に徴用された非戦闘員－主に少女－を含む）、両親の保護がない子ども。ストリートチルドレンも都市においては多数存在する。元少年兵に関しては、まだ武装勢力が非合法に新兵の募集をしているなど、とくに注意が必要。子どもの権利章典（Bill of Children's Rights）が 12 月に南スーダン政府にて

承認される予定であり、最低婚姻年齢の引き上げ等これまでの慣習に挑戦するような大きな改革がなされるが、実施に関しては大きな課題を残している。

②女性

強制的に望まない結婚を迫られているケース（そのほとんどが早婚）が地域、民族による認識・実践の違いはあるもののまだ一般的に行われている。結婚にあたっては新郎から新婦の父親へ大量の家畜が送られるため、女性が家財を得るための手段として使われているとの指摘が複数なされた。さらには、DV もなかなか顕在化していない。レイプも複数人数の承認が必要、24 時間以内の警察での文書化が必要なため被害を訴える公的な手段がほとんど機能していない。戦闘地域では、武装勢力に徴用され場合によっては「慰安婦」とされる場合もある。また、伝統的にはあまり存在しなかったと言われる、売春婦が周辺国の影響などで都市部で急増している。上記すべてにおいて、ジェンダーの視点（教育の機会平等を含む）を重視したエンパワーメントが重要視されている。

③高齢者

とくに伝統的なコミュニティのかたちが崩れている地域（激戦地、あるいは難民・IDP キャンプでの生活が長かった人びと）で、高齢者が支援から取り残されてしまっている。都市部の方が深刻な状況。南スーダンの特徴としては、紛争・HIV/AIDS 等により子どもと高齢者だけになってしまった家族の存在も指摘されている。その他、とくに支援の必要な人びと（高齢者特有の病気で、支援機関に対応する薬がない、眼病、ハンディキャップ、HIV/AIDS）に関して、自力で動けないなどの問題、身寄りのない特に女性が脆弱な状況にある。また、民族によっては夫をなくした女性が財産（時には住居を含め）を没収されるケースも報告されている。

④障害者

戦闘や地雷による被害者（身体的障害・精神的障害を含む）は、年齢・戦闘員であるかどうかにかかわらず各地に相当数存在する。また失明も多い。一義的に責任を負うべき現地政府に対応能力がないため、現実には一部支援機関、コミュニティでのサポートに頼っているのが現状。高齢者と同様にコミュニティが崩れ、相互扶助の機能を果たしていない地域では、支援から取り残されていることが予想できる。

⑤HIV/AIDS 疾患者、アルコール中毒者

都市部においては、酒（自家製・どぶろくのようなもの）が入手しやすいために、収入を得るすべもなく、アルコール中毒気味になってしまう世帯主が多いことを複数の関係者が語った。HIV/AIDS に関しては、長期におよぶ内戦で国境が封鎖されていたことが幸いして「患者」は大きくなかったが、これも周辺国からのヒト、モノの流通が活発化したことから、急増が予想されている。現在、都市部から問題が広がっていることから、無料の検査センターやコミュニティレベルでの意識喚起が重要となっている。

⑥顕在化していない弱者

今回の調査では2週間の滞在の中で関係者によって特徴的にとらえられた人のみを取り上げている。駐在している支援機関であってもアクセスが限られ、アセスメントが困難

な中で、まだ顕在化していない弱者というのは確実に存在していると思われる。

(2) 地域ごとの多様性(とくに難民・国内避難民の帰還・再統合に関連して)

①地域的特性

- 激戦地域であったか否か

  戦闘地域の激しさにより、コミュニティにおける避難民もしくはとどまった人の割合が変わってくる。また、地雷によるアクセス可能地域の変化及び(子どもを含む)兵士へのリクルートが活発であるかに変更がある。

- 都会か田舎か

  都会(今回はジュバ・マラカル)である方が人道機関関係者を含む人・金・情報等が集まっているために、必要な物資へのアクセスが良い。しかし、都会においてのみ軍を含む外国人相手の売春婦(元難民が多いとの指摘)及び親元を離れて働き生計を立てているストリートチルドレン、及び兵士へのリクルートの存在が指摘されている。

- 支援へのアクセスがあるか否か

  地雷・セキュリティの問題がクリアされて人道機関が展開できている地域、できていない地域で受益者が受けられるサービスに圧倒的に違いがある。

②民族的特性

- 民族間の軋轢

  民族ごとに、とくに近隣でのライバル関係が人道支援を難しくしている。これはスタッフの雇用や支援の効率にも影響している。また、民族ごとの武装勢力も現状においても治安の不安定要因になっている。

- ジェンダー

  とくに田舎では、女性の早婚、とくに本人の意志に反する結婚が、財産贈与とともに行われている現状がある。そのあり方も、宗教、民族の文化・習慣、家族によっても多様である。

- 伝統的チーフに実権があるか否か

  コミュニティにおける高齢者や女性の地位、社会的弱者へのケアが地域によって大きく違うのが特徴。また一部では「王国」も機能しているなど、アセスメントにも地域の特性に合わせた配慮を必要とする。

③元難民/国内避難民/とどまった人の間の違い及び軋轢

- 伝統的コミュニティと新たな価値観

  近隣国の難民キャンプでは、教育、医療、栄養などの分野で国内にとどまった人びとに比べて恵まれた環境にあったが、キャンプでは伝統的コミュニティが機能する機会が奪われたことから、帰還してからの村で元通りの生活を営むのは難しくなっている。また、教育の機会が比較的男女平等で与えられていたことも、キャンプで育った子どもと故郷にとどまった人びとの間に意識のギャップがある。

・ 土地所有権についての軋轢

帰還民には10年以上にわたって故郷を離れていた人びとが多く、自分の土地に他人が住み着いているケースが頻発しており、所有権確認のための法整備も執行も現状の政府の力では難しく、今後も大きな問題として残ると考えられる。

(3)アクセス

①武装解除の遅れ

・ 昨年の包括和平合意(CPA)では、北部政府あるいは南部政府に属さない武装勢力は非合法として、武装解除の対象となっているが、実態としては、また各勢力は部隊を温存、あるいは増強して、「政治ゲーム」と化している状況がある。それ以外でも、まだ治安が安定しきっていない状況では「財産」としての武器の需要はまだ大きいと考える人びとも多い。

②地雷

・ マラカル・ジュバ等は内戦中も北部政府の支配下にあったため、都市のみが地雷等で囲われていた。田舎においても激戦地では耕作地に地雷が敷設されている(あるいは不明)な場所では、人びとが帰還して生活を営むことができず、長くクリアランス待ちをしなければならない地域には支援も届きにくいし、コミュニティの再建が進まない。

③道路状況

・ 内戦の影響の色濃い地域では、道路、水運とも意図的に破壊されている、または地雷が敷設されている場合と、メンテナンスが行われていないことによって使えない、といったケースが多く、あらゆる支援に支障をきたしているが、プロテクションの観点からも総合的なアセスメントが極端に難しい状況である。

・ 加えて、調査時は乾季がまさに始まった時期であったが、雨期の間の移動の困難さに関しては多くの関係者から指摘がなされた。

(4)文化・伝統・慣習/プロテクションの求める国際スタンダート

・ 国際スタンダードにあったプロテクション関連法の整備(子ども、女性の保護)の進展と一般市民の認知とのギャップ

・ 法の執行に関して、現実に行われている慣習(早婚、財産の贈与)をどのように変化させられるのか、強制力を持たせるのかについて現状では不透明ななか、人道機関がどのように対処すべきなのか

(5)帰還におけるプロテクション上の課題

・ 帰還経路の確保(地雷を含む、セキュリティの確保)

・ 実効的・網羅的な登録(セキュリティ、アクセスの回復とリンク)

・ 自発的に帰還した未登録の人びと(特に国内雛移民)のなかで、プロテクション・

ニーズのある人びとの Identification

- 動産・不動産への権利（土地所有権）
- 帰還民ととどまった人との軋轢

6．全体を通じた所感

1）難民：多文化にふれた人たちの意識の変化

- 高い教育（とりわけ英語教育）を受けていることへの高い評価
- 庇護国において様々な教育を受けてきた帰国者への教育制度の一貫性の課題
- 伝統的な価値観にとらわれないが故のプロテクションリスクの逆輸入（例：売春、HIV/AIDS への疾患）

2）地域の多様性の理解

- 伝統的なチーフの力が強い方が、コミュニティの相互扶助等共同体が維持されており、伝統的な意味での「保護」がされている度合いが高いと考えられる。
- しかし、その状態は通り一遍の調査で理解可能なものではなく、地域の中に入り込み、その文脈を理解した上での慎重なアセスメントが重要である。

3）アクセスの確保の重要性

- 治安面での移動、経済活動の確保（地雷除去、セキュリティの問題解決）
- 支援にアクセスできることによる、最低限の生活維持への安心感。
- これらアクセスの未確保が、帰還の遅れにも繋がっていると考えられる。

4）キャパシティ・ビルディングの重要性

- 国土の広さと多様性にかんがみ、コミュニティの自立的な発展を支援することが不可決である。
- 法の支配を確立していく上での政府関係者、市民社会へのキャパシティ・ビルディングの重要性が多くの関係者によって強調されていた。
- しかし、現状では人・資源の不足・アクセスの確保等条件が未整備であり、上記のプロジェクトを始める以前の段階である旨の指摘も多くなされた。

5）継続の重要性

- まだ南北間の緊張、軍閥間の緊張が解けている訳ではなく、辛うじて政府関係者、人道支援関係者等が地道な活動によって危機が発生することを押さえている状況で、人道支援のある程度長期間の関与が、恒久的な和平実現に重要であるとわかった。
- 短い滞在ではあったが、民兵のリクルート及びトレーニングがなされていることを見かける等和平合意の完全実施にはまだ時間がかかることを感じた。
- 文化・伝統が全く異なる人たちへ対して、和平を推進し、かつプロテクションのコンセプトを広めていくには長期にわたるコミットメントが不可欠である。
- 例えば、SGBV に関するワークショップにおいては、数週間にわたる働きかけを経て初めて、チーフが1人、全日程の参加を果たした。招待状を出しても参加を

しない、もしくは一部のみオブザーバー的に参加している関係者も少なからず見られたが、粘り強く継続していくことにより、より多くのアクターを巻き込んでいかれると考えられている。

【添付資料1　現地調査スケジュール】

日時		予定	宿泊	面会者
11 月 5 日（日）		【移動】日本→ドバイ（Emirates）	機中	
11 月 6 日（月）		【移動】ドバイ→ナイロビ（Emirates）	ナイロビ	
11 月 7 日（火）	11:00 12:00	・UNHCR Regional Office　表敬訪問	ナイロビ	・Mr. Mohammad Amir Khan、(Finance Officer (Project Control) South Sudan Operations)
	14:30 16:30	・World Vision にて南スーダンにおけるプロテクション事業の説明		・Mr. Stefan Lehmeier、（Peace-building & Protection Officer、World Vision Sudan)
11 月 8 日（水）		【移動】ナイロビ→ジュバ（Jetlink）	ジュバ	
	15:00 16:30	・UNHCR Juba Office にてプロテクションの状況説明を中心とした会合		・Ms. Ann Encontre、（Acting Head of Sub Office) ・Ms. Merceditas Brillantes、(Senior Admin/Finance Officer)
	16:30 16:40	・UNDSS Office にてセキュリティ状況説明		
	17:00 18:00	・ピースウィンズ・ジャパンにて事業概要の説明		・明城徹也氏（現地代表）
	19:00	・JICA事務所を表敬挨拶		
11 月 9 日（木）		【移動】ジュバ→マラカル（WFP 機）	マラカル	
	14:30 15:00	・UNDSS Office にてセキュリティ状況説明		
	15:00 17:00	・UNICEF にてプロテクションの事業を中心とした説明		・アブカリール氏（マラカル事務所代表代行・Protection Officer) ・フランカ　イモヤ氏（Child Protection Assistant Officer) ・サラ氏(NGO: Center for Children and Women Sudan)
11 月 10 日	10:00 13:00	・SGBV に関するワークショップに参加	マラカル	・（UNHCR、 UNICEF、WWCN、 WCN 主催）

（金）	15:00 16:00	・ADRA Japanにて事業の説明 ・ADRA Sudanの実施するWay Stationを見学		・了戒紗世氏 ・Mr. Andrew Rendell （ADRA Sudan マラカル事務所所長代行）
	17:00 19:00	・UNHCRマラカル事務所訪問 ・SRRC、 Upper Nile State、Director との意見交換		・Mr. Igor T. Ciobanu (Officer in charge、 Protection Officer) ・Mr. Teklan (Associate field officer) ・Ms. Esther Akinyi Olang'(Associate Protection Officer) ・Ms. Isela M. Chavarria (Community Service Officer) ・Mr. JameseRuach Kun (Director、 Government of South Sudan、 Southern Sudan Relief and Rehabilitation Commission、 SSRRC Upper Nile State)
11 月 11 日 （土）	10:00 13:00	・SGBV に関するワークショップに参加	マラカル	
11 月 12 日 （日）	15:00 15:30	・ワールド・ビジョン・ジャパンの事務所を訪問、事業についての説明	マラカル	・横山路子氏
11 月 13 日 （月）	10:00 18:00	・ワールド・ビジョン・ジャパンの事業地を訪問。受益者へのインタビュー。	マラカル	・池田満豊氏 ・横山路子氏
11 月 14 日 （火）		【移動】マラカル→ジュバ（WFP 機）	ジュバ	・Mr. Charles Lumori (Programme Coordinator) ・Ms. Conny Demontis (Programme Officer、 Ethiopia and Sudan)
	17:00 18:00	・Help Age International 訪問		
11 月 15 日	10:00 11:30	・UNICEF ジュバ事務所訪問	ジュバ	・Ms. Brenda Nabirye (Protection Officer)

（水）		・OCHA ジュバ事務所訪問		地図等の入手
	17:00 18:00	・WFPジュバ事務所訪問		・Mr. Justin Bagirishy (Coordinator、 UN/World Food Programme South Sudan)
11 月 16 日（木）		【移動】ジュバ→ナイロビ（Jetlink）	ナイロビ	
11 月 17 日（金）		【移動】ナイロビ→ドバイ（Emirates）	機中	
11 月 18 日（土）		【移動】ドバイ→関空→羽田		

【添付資料2　写真】

①マラカルの港の様子
（UNHCR_IP のイスラミック・リリーフによる公衆トイレ設置予定地）

②UNHCR、UNICEF 主催の SGBV に関するワークショップにて

③マラカルにて ADRA Sudan の実施する Way Station

④マラカルで宿泊したテント・キャンプにてキャンプの現地スタッフとともに

⑤ナイル川を利用した移動に際して用いられたボート

⑥ワールド・ビジョン・ジャパンの事業地における聞き取り

５．　第４回ワークショップ

【実施枠組】

日　時　2006 年 12 月 13 日　15：00～17：00

場　所　特定非営利活動法人　ADRA Japan 事務所　会議室

議　題　海外調査報告及びガイドライン案検討

【会合内容】

第 4 回ワークショップでは、11 月に行われた南スーダンの現地調査報告を受け、第 3 回ワークショップで作成したガイドライン案を検証した上で、その内容についてメンバー間の合意を確認した。

まず南スーダン現地調査団を代表して、難民支援協会の石川えり氏が調査報告を行った。この後、ガイドライン案の検討に入り、ガイドライン骨子について確認した。ここでは総論のカテゴリーの順番は当初案の通りということ、法的根拠となる条文等の付記については第 1 回ワークショップにて川村真理氏の行った講義資料を参考とすること、各論の順序を変更し、コラムを挿入、チェックリストを採用するということで同意を得た。

併せて、1 月 13 日に予定された公開シンポジウムおよび 1 月 15 日の第 5 回ワークショップの実施計画についても詳細内容を決定した。

6.　第 5 回ワークショップ

【実施枠組】

日　時　2007 年 1 月 15 日　14:00～17:00

場　所　JICA 国際協力総合研修所　400 号室

テーマ　「人道支援の現場におけるプロテクションの実践」

講　師　Doris Knoechel 氏（ワールド・ビジョン・インターナショナル　プロテクション担当官）
ドイツのケルン大学社会経済学部卒業、同大学で経済学の修士課程を終了後、EU や NGO など様々な援助機関で人道支援活動に従事する。2000 年 1 月よりワールド・ビジョンに勤務。2002 年 9 月より中東・東欧地域の Global Rapid Response Team のシニア・リリーフ・コーディネーターとして、アフガニスタン、ヨルダン、シリア、イラク等の地域にて活動。受益者の保護活動として、プロテクション・モニタリングやプロテクション・プログラム立ち上げなどの経験が多数ある。

【概　要】

第 5 回ワークショップでは、人道支援に関わる日本の NGO のプロテクションに対する意識を高め、実践的なパイロット研修を通して NGO の専門能力の強化を図ることと、最終案となったガイドラインの検証・改善を目的とし、前回までのワークショップと公開シンポジウムを経て最終案となったガイドラインをもとに実践的なパイロット研修を支援関係者に受けてもらう為、ファシリテーターにワールド・ビジョン・インターナショナルのクノシェル氏を招き、プロテクション事業の具体的な人道支援の現場を想定し国際 NGO の事例を織り交ぜながら参加型形式にて研修を行った。

【講義内容要約】

ケーススタディに先立って、クノッシェル氏よりワールド・ビジョン・ジャパンにおいてどのようにプロテクションの視点を事業活動に取り入れているのか、事例を交えての説明と、当該団体にて使用されている Code of Conduct の紹介があった。実際には、既存の人道支援プログラムにどのようにプロテクションを取り入れていくのかというのが常に課題となり、今後は受益者を中心に据えたプログラムがより必要になるということだった。また事業においてはドナーのみならず受益者自身に対するアカウンタビリティを意識することが重要と述べた。今回のケーススタディはプロテクションについて学び始めた初心者向けのもので、あらかじめケーススタディシナリオ、プロテクションスレッド（プロテクション上の侵害・脅威）のリストが資料として配布された。

参加者を 4 グループに分け、ケーススタディを開始。まずケースシナリオを読む。某国における地震発生 3 週間後の被災状況とそれによって生じた様々な問題が書かれている。このシナリオ上で起こっている事実とそこから考えられるプロテクション上の問題（侵害・脅威）をグループ内でピックアップする。

グループから発表のあった事実と問題をホワイトボードに書き出していく。
続いてそれぞれのプロテクション上の問題（侵害・脅威）に関連する国際人権法の該当する章を渡されたリストの中から選び出す。

次に、それらの問題に対して NGO（地域および国際）とそれ以外の関係者（国連、政府、コミュニティ）がプロテクションの観点からとるべきアクションを考える。

クノシェル氏による総括

第 3 章　　公開シンポジウム

1．実施枠組

名　称　「人道支援におけるプロテクション」
　　～全ての事業に受益者の権利保護の視点を～

日　時　2007 年 1 月 13 日（土） 13:30～16:30 （開場 13:00）

場　所　国連大学ビル　ウ・タントホール
　　東京都渋谷区神宮前 5-53-70　UN ハウス内

言　語　日本語、英語（同時通訳付）

参加者　193 名

主　催　外務省

共　催　UNHCR（国連難民高等弁務官）駐日事務所

実　施　外務省 NGO 研究会「人道支援におけるプロテクション」参加 NGO

事務局　特定非営利活動法人　難民支援協会

2．プログラム

司会進行　　岸守一氏（UNHCR 駐日副代表）
　　柴田裕子氏（ピース　ウィンズ・ジャパン海外事業部）
13:00　　開場
13:30～13:35　　開会アナウンス及び趣旨説明
13:35～13:40　　開会挨拶　寒川富士夫氏（外務省国際協力局民間援助連携室長）

【第一部】人道支援に関するプロテクション・シンポジウム
13:40～14:20　　基調講演 「人道支援におけるプロテクション」
　　フォルカー・テュルク氏（UNHCR マレーシア事務所　代表）
　　ナタリー・カーセンティー氏（UNHCR 駐日地域事務所　首席法務官）
14:20～14:35　　報告 「南スーダンにおけるプロテクションの挑戦」
　　上月光氏（UNHCR 駐日代表補佐）
　　高瀬慎子氏（全国難民弁護団連絡会議）
14:35～14:40　　休憩

【第二部】パネルディスカッション
14:40～16:00　　＊パネリスト
　　フォルカー・テュルク氏（UNHCR マレーシア事務所　代表）
　　ドリス・クノッシェル氏
　　（ワールド・ビジョン・インターナショナルプロテクション担当官）
　　川村真理氏（杏林大学　総合政策学部専任講師）
　　石川えり氏（難民支援協会）
　　＊　モデレーター
　　池田満豊氏（ワールド・ビジョン・ジャパン）

16:00～16:20　　質疑応答

16:20～16:30　　閉会挨拶　滝澤三郎氏（UNHCR 駐日地域事務所　代表）

3. 講演者・パネリストプロフィール

Volker Turk 氏(UNHCR マレーシア事務所　代表)

UNHCR 本部の国際保護局 保護業務・法律諮問課課長を経て現職。その際に難民条約実施の再活性化が議論された難民の国際的保護に関する世界協議(グローバル・コンサルテーションズ)の企画、実施において中心的な役割を果たした。現職では、アジア地域のプロテクション全般を広くカバーしている。　法学博士。共編著に Refugee Protection in International Law, Cambridge University Press, 2003

Nathalie Karsenty 氏（UNHCR　駐日地域事務所首席法務官）

2003 年8月より、UNHCR 駐日地域事務所の首席法務官に着任。以前はフランスで弁護士。UNHCR では、コンゴ民主共和国（旧ザイール）でのルワンダ難民への支援、モンテネグロ（旧ユーゴスラビア）でのボスニアとクロアチアからの難民に対する地域統合プログラムと自主帰還プログラム、国内避難民の登録に携った。来日前は、UNHCR 本部の国際保護部に勤務し、アフリカにて様々なミッションを実行し、また難民保護に関するトレーニングを担当していた。

Doris Knoechel 氏（ワールド・ビジョン・インターナショナル　プロテクション担当官）

ドイツのケルン大学社会経済学部卒業、同大学で経済学の修士課程を終了後、EU や NGO など様々な援助機関で人道支援活動に従事する。2000 年 1 月よりワールド・ビジョンに勤務。2002 年 9 月より中東・東欧地域の Global Rapid Response Team のシニア・リリーフ・コーディネーターとして、アフガニスタン、ヨルダン、シリア、イラク等の地域にて活動。受益者の保護活動として、プロテクション・モニタリングやプロテクション・プログラム立ち上げなどの経験が多数ある。

川村真理氏（杏林大学　総合政策学部専任講師）

2003 年神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程修了博士（法学）取得
UNHCR 本部・国際保護局インターン、ジュネーブ国際問題高等研究所研究員を経て 2005 年より現職。主な著書に「難民の国際的保護」、現代人文社（単著 2003 年）、「人間の安全保障：世界危機への挑戦」、東信堂（共著・2004 年）ほか。

石川えり氏（難民支援協会　渉外担当）

プロテクションの専門家として 2006 年 3 月パキスタン大地震被災地へ派遣され、関係者及び被災当事者へのワークショップを実施。2001 年 5 月～2002 年 6 月、難民のプロテクションに関わる世界協議を担当。2004 年 11 月より神奈川大学法学部国際人権センター客員研究員。主な著書に「日本の難民受け入れーその経緯と展望」、『移民政策の課題』、明石書店（2002 年 3 月）、「難民申請者への経済的・社会的権利の保障」、『法律時報』(2003 年）ほか。

池田満豊氏（ワールド・ビジョン・ジャパン　海外事業部緊急援助・人材派遣課長）

ワールド・ビジョン・インターナショナル、アジア地域事務所（タイ）配属、カンボジア駐在員を経て東チモール、インド、アフガニスタン、シリア、イラク、イラン、スーダン等での緊急人道支援に従事する。2005 年ワールド・ビジョン・インターナショナル　プロテクション・ポリシー立案に参加、2006 年よりスフィアプロジェクト日本コーディネーターに任命。

4. シンポジウム概要

シンポジウムは、「人道支援によるプロテクション」の全体像と基本となる考え方、及び国内外における実践を考えるために実施された。当日は UNHCR マレーシア事務所代表フォルカー・チュルク氏による基調講演、プロテクションの現場における課題を考えるためのスーダン調査報告、UNHCR、研究者、国際NGO、日本のNGOによるパネル・ディスカッション等によって構成された。

5. 講演内容要約

第一部は、まず、フォルカー・チュルク氏（UNHCRマレーシア事務所長）より「プロテクションと人道支援」と題した講演がされた。まずわかりにくいプロテクションという概念を説明するための事例の紹介に始まり、UNHCRの設置根拠及び役割とその支援対象者（難民、無国籍者、帰還民、国内避難民）の紹介とその特徴が説明された。次に、プロテクションの概念について説明がなされ、難民が保護されるための法的規範、かつ力強い実践志向の機能を有するものであるとされた。その実施主体としては主権国家に加え、UNHCR、その他のパートナーである NGO や他の国連機関の役割が重要であることを述べ、今回のシンポジウムの重要性についてもふれられた。引き続き、UNHCR駐日事務所のナタリー・カーセンティ氏より日本におけるプロテクションの課題について紹介がなされた。

次に、「南スーダンにおけるプロテクションの挑戦」と題して同調査参加者の上月光氏、（UNHCR 駐日代表補佐）、高瀬慎子氏（全国難民弁護団連絡会議）より報告がなされた。南スーダンの概要報告後、同地域において見いだされたプロテクション上の課題を子ども・女性（少年兵の武装解除、女性に対する暴力）、高齢者のカテゴリーごとに紹介し、対策として登録の重要性、武装解除や教育、受益者のキャパシティ・ビルディングの重要性について触れた。

第二部は、パネルディスカッションを実施し、多様な立場のパネラーがプロテクションをより実践していくための取り組みについて意見を述べた。

まず、川村真理氏（杏林大学専任講師）は、研究者の立場から、プロテクションの基礎となる法的な概要を中心に紹介し、保護及び国際的保護についてそれぞれ説明をした後、人権法、人道法の概要を説明し人道支援におけるプロテクションの意義について述べた。次に、ドリス・クノッシェル氏（ワールド・ビジョン・インターナショナルプロテクション担当官）は国際NGOの立場から、プロテクションが重要となってきた 1950 年以降の流れを紹介し、国連のセクターアプローチにおけるプロテクションの位置づけ、またワールド・ビジョン・インターナショナルにおける活動事例等を説明した。次に、石川えり氏（難民支援協会・同研究会事務局）は、日本のNGOがプロテクションに取り組むようになった背景及びこれまでの取り組みを説明した。第一部に引き続き参加したフォルカー・テュルク氏は、3 人の報告を聞いた上で、アクセス、聞き取り、ニーズの把握、NGO との連携等によるプロテクションの実施の重要性について意見を述べた。

会場からの質疑応答を受け付け、最後にモデレーターの池田満豊氏（ワールド・ビジョン・ジャパン）が、日本初のシンポジウムの意義を強調し、このような取り組みを今後も日本のNGOとして海外のNGOと連携して実施していくことへの期待を表明して、シンポジウムの幕を閉じた。

シンポジウム開会

フォルカー・チュルク氏（UNHCRマレーシア事務所長）の講演

南スーダン現地調査報告

第 2 部パネルディスカッション

中央にドリス・クノッシェル氏(ワールド・ビジョン・インターナショナル)

第 4 章　　NGO 研究会団体紹介

（2007 年 3 月 9 日現在、五十音順）

団体名/略称
所在地/電話/FAX/E-mail/URL
活動地/活動内容

■NPO法人ACE/ACE
〒110-0015
東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル3F
TEL:03-3835-7555　FAX:03-3835-7555
Email: info@acejapan.org
URL: http://www.acejapan.org
世界 107 カ国で実施された「児童労働に反対するグローバルマーチ」を日本で行うことをきっかけに、1997 年に設立された。児童労働のない「子どもが笑顔でいられる社会」を目指し、インドの子ども支援や日本国内での啓発・提言・ネットワーク活動を行っている。

■特定非営利活動法人 ADRA Japan/ADRA
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前 1-11-1
TEL: 03-5410-0045　FAX: 03-5474-2042
E-mail: tokyo@adrajpn.org
URL: http://www.adrajpn.org/
正式名称は Adventist Development and Relief Agency Japan。世界約 120 カ国に支部を持ち、約 200 カ国・地域で活動する国際 NGO の一支部。「人間としての尊厳の回復と維持」を目的として、人種・宗教・政治の区別なく、全人的援助と自立を図る支援を行っている。

■FGM 廃絶を支援する女たちの会/WAAF
〒153-0061
東京都目黒区中目黒 1-4-18 サングリア中目黒 401
TEL:　03-3760-6641　FAX: 03-3760-6643
E-mail:　waaf@jca.apc.org
URL:　http://www.jca.apc.org/~waaf
女性の性器切除と人権侵害に反対し、この慣習をなくすための支援活動を行なうことを目的に、1996 年に発足。アフリカで FGM 廃絶活動を行う団体の事業に助成金を交付する「反 FGM 基金」の運営と国内での広報活動（会報の発行・勉強会・HP 運営など）を行う。

■特定非営利活動法人　ジャパン・プラットフォーム/JPF
〒100-0004
東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 2 階 266 区
TEL: 03-5223-8891 FAX: 03-3240-6090
E-mail: project@japanplatform.org
URL: http://www.japanplatform.org/
NGO、経済界、政府、メディア等が対等なパートナーシップの下、自然災害、国際緊急援助、復興支援等を迅速、効果的に実施する、国際人道支援システム。

■社団法人　セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン/SCJ
〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町 3-2-6　ストークビルヂング本石 8 階
TEL: 03-3516-8922　FAX: 03-3516-8923
E-mail:info@savechildren.or.jp
URL: http://www.savechildren.or.jp/
子どもの権利条約」を理念とし、世界の子どもたちとその家族、周囲の環境をよりよいものに改善するため、教育支援、食糧・栄養指導、紛争・災害への緊急援助などの活動に取り組んでいる。
また、国内事業として、日本の子どもたちの国際理解を深めるとともに、「子どもの権利」の認知と理解を促すことを目的にしたプログラム「スピーキング・アウト」も実施している。

■全国難民弁護団連絡会議/JLNR
〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷一丁目ウエストビル4階　いずみ橋法律事務所内
TEL：03-5312-4815　FAX: 03-5312-4826
E-mail: jlnr@xvb.biglobe.ne.jp
URL: http://jlnr.net/
日本で難民認定申請を行う難民を法的側面から支援する弁護士のネットワーク行政，司法手続を通じて，日本国内の難民問題に取り組む。また，国内外の難民法の専門家との交流，政策提言等の活動も行っている。

■特定非営利活動法人　難民支援協会/JAR
〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-7-2　第二鹿倉ビル 4 階
TEL: 03-5379-6001 FAX: 03-5379-6002
E-mail: info@refugee.or.jp
URL: http://www.refugee.or.jp/
日本及び海外に逃れてきた一人ひとりの難民が自立した生活を安心して送れるよう法的・生活個別支援、政策提言・調査研究、広報を柱とした支援活動及び海外でのプロテクションを中心とした活動を行っている。

■特定非営利活動法人　難民を助ける会/AAR
〒141-0021
東京都品川区上大崎 2-12-2　ミズホビル 5F
TEL: 03-5423-4511 FAX: 03-5423-4450
E-mail:　ホームページよりお問い合わせ下さい。
URL: http://www.aarjapan.gr.jp/
政治・宗教・思想に中立な立場で活動する国際 NGO。1979 年にインドシナ難民支援を目的に設立され、これまでに 50 カ国以上で活動。現在は緊急支援、障害者自立支援、地雷対策を中心にマラリア、HIV/エイズ対策等にも取り組んでいる。

■　日本国際ボランティアセンター/JVC
〒110-8600
東京都台東区東上野 1-20-6　丸幸ビル 6F
TEL: 03-3834-2388 FAX: 03-3835-0519
E-mail: info@ngo-jcv.net
URL: http://www.ngo-jvc.net/
1980 年にインドシナ難民の救援を機に発足し、現在 10 ヶ国で活動している国際協力NGO。紛争の混乱にあるイラクやアフガニスタン、パレスチナ等では医療や栄養などの人道支援を、またラオスやカンボジア等の農村では、安心して村で生きていけるための生活改善を支えている。また日本国内では、現場での経験をもとに ODA の改革など政策への働きかけにも力を入れている。

■日本赤十字社/JRC
〒105-8521
東京都港区芝大門 1-1-3
TEL: 03-3438-1311
E-mail:info@jrc.or.jp
URL: http://www.jrc.or.jp/
紛争や災害で苦しむ人々を救うために、国際赤十字の一員として世界にまたがる赤十字のネットワークと連携して、医療救援や衣食住の支援など様々な国際活動を行っている。これらの活動は、紛争や災害で被害を受けた人々に緊急的な支援を行う国際救援と、災害等が起きたときの被害を少なくするための開発協力の二つを大きな柱とし、また、被害を受けた人々が元の生活を取り戻すための復興支援も、これら国際活動の一環として取り組んでいる。

■BHN テレコム支援協議会/BHN
〒169-0074
東京都新宿区北新宿 1-5-1　NTT 新宿ビル 3F
TEL: 03-5348-2221 FAX: 03-5348-2223
E-mail: basic@bhn.or.jp
ULR:　http://www.bhn.or.jp/
情報通信の技術を活かして世界の情報通信格差(ICTデバイド)の是正を目指すとともに途上国や被災地の人々の BHN(ベーシック・ヒューマン・ニーズ)の改善に向け支援する他、途上国の通信関係の人材育成を活動の柱としている。

■特定非営利活動法人　ピース　ウィンズ・ジャパン/PWJ
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚 3-2-15　第二ベルプラザ
TEL: 03-5304-7490 FAX: 03-5304-7342
E-mail: meet@peace-winds.org
URL: http://peace-winds.org/
「必要な人々に必要な支援を」をモットーに、紛争や、貧困などの脅威にさらされている難民、国内避難民、災害被災者、また貧困に苦しむ人々に対して緊急人道支援を、復興・開発支援を実施している。

■特定非営利活動法人　ブリッジ　エーシア　ジャパン/BAJ
〒151-0071
東京都渋谷区本町 3-39-3　ビジネスタワー4階
TEL:03-3372-9777　FAX:03-5351-2395
E-Mail: toiawase@baj-npo.org
URL: http://www.baj-npo.org/
女性、障害児者、難民、貧困層など、アジアの人々のなかで社会的に弱い立場にある人々の自立を支援するため、技術習得や能力向上の機会の提供、収入向上支援、生活環境の基盤整備などの活動を行っている。

■緑のサヘル/AGS
〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町 16　田澤三ビル 3 階
TEL: 03-3252-1040 FAX: 03-3252-1041
E-mail: sahel@jca.apc.org
URL: http://www.jca.apc.org/~sahel/
アフリカ・サハラ砂漠南縁の乾燥地域において、環境の保全と住民の生活保障を目的として、農業指導や井戸掘削、育苗・植林支援や植生保護区設置、改良カマド普及、マイクロクレジット、各種の講習・研修、技術移転等の活動を地域住民と共に行っている。

■特定非営利活動法人　ワールド・ビジョン・ジャパン/WVJ
〒169-0073
東京都新宿区百人町 1-17-8-3F
TEL: 03-3367-7251（代） FAX: 03-3367-7652
E-mail: info@worldvision.or.jp
URL: http://www.worldvision.jp/
国連経済社会理事会に公認・登録されたキリスト教精神に基づく国際的な民間援助機関（NGO）
である「ワールド・ビジョン」を構成している日本の民間援助機関である。
「ワールド・ビジョン」は、貧しく抑圧された人々の生活に変革をもたらすために、彼らとともに正義を追求し、地域開発や緊急援助などさまざまな活動を進め、世界約 100 カ国で活動し、チャイルド・スポンサーシップ・プログラムにより 250 万人の子どもたちを支援している。

2006 年度外務省 NGO 研究会事業報告書
「人道支援におけるプロテクション」
2007年 3 月発行

発　行:　外務省国際協力局民間援助連携室
実　施:「人道支援におけるプロテクション」NGO 研究会
事務局: 特定非営利活動法人　難民支援協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷 1-7-2
第二鹿倉ビル 4 階
電話　(03)5379-6001
FAX　(03)5379-6002
E-mail　info@refugee.or.jp
URL　http://www.refugee.or.jp/